## 令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

		(並織月心日以來時/
項	3 名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長
税	目	所得税
要	が、「	企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者 合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財 行った場合には、令和7年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非
望	課税と	する特例が措置されているところ。 企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長す
0		
内		平年度の減収見込額 — 百万円
		(制度自体の減収額) ( ― 百万円)
容		(改正増減収額)( — 百万円)
新	(1) 政:	—————————————————————————————————————
設		小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域 の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。
	(2) 施:	策の必要性 第の必要性
拡	غ ت	特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了した に併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企
充	は、	現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対して 問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄
ス	くこ	金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行ってい とが重要である。
は	機能	のように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介 の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が
延	事業	継続に必要不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めること 能にする本特例措置を延長することが必要。
長		
を		
必		
要		
ح		
す		
る		
理		
由		

今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施(特にコロナ後を見据えた取組の実施
		政 策 の 達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地 域経済・地域金融の活性化を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	3年間延長すること。
		同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の 達 成 状 況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見 込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、 「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産 の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、 中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

	T	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
措置の適用実績	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
対象果に	前回要望時 の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地 域経済・地域金融の活性化を図る。
関連する事項	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特性や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。
これまでの 要 望 経 緯		平成 25 年度要望(新設) 平成 28 年度要望(拡充及び延長) 平成 31 年度要望(拡充及び延長) 令和 4 年度要望(拡充及び延長)